第四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「公開会社であり、かつ、他の会社の子会社」を「他の者の子会社等」に改め、同項第二号中「他の会社」を「他の者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「他の会社」を「他の者」に、「子会社」を「子会社等」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　候補者が現に当該他の者（自然人であるものに限る。）であるときは、その旨

第四条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「（株式の発行会社が公開会社でない場合にあっては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。）」を削り、同項第六号ホ中「の事業」を「がその事業」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニを削り、同号ハ中「当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行者」を「次に掲げる者」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ホに次のように加える。

(2)(1)　当該会社の親会社等

(2)　当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員

第四条第四項第六号ロを同号ニとし、同号イ中「業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当該会社の特定関係事業者（当該会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことが」に改め、同号イを同号ハとし、同号ハの前に次のように加える。

イ　過去に当該会社又はその子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。ハ及びホ(2)において同じ。）であったことがあること。

ロ　当該会社の親会社等（自然人であるものに限る。以下ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去五年間に当該会社の親会社等であったことがあること。

第四条第四項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同項を同条第三項とする。

第五条第三号を次のように改める。

三　監査役（監査役会設置会社にあっては監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由

第五条第七号中「株式の発行会社が公開会社である場合において、」を削り、「当該会社、その親会社又は当該親会社（当該会社に親会社がない場合にあっては、当該会社）の子会社（当該会社を除く。）若しくは関連会社（当該親会社が会社でない場合にあってはその子会社及び関連会社に相当するものを含む。）」を「次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該会社に親会社等がある場合　当該会社、当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該会社を除く。）若しくは関連会社（当該親会社等が会社でない場合におけるその関連会社に相当するものを含む。）

ロ　当該会社に親会社等がない場合　当該会社又は当該会社の子会社若しくは関連会社

第五条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　候補者と当該会社との間で会社法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

第六条中「が取締役」の下に「（当該会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役を除く。第一号において同じ。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三　当該会社が監査等委員会設置会社である場合において、会社法第三百四十二条の二第四項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要

第六条の次に次の一条を加える。

（監査等委員である取締役の解任に関する議案）

第六条の二　株式の発行会社の取締役が監査等委員である取締役の解任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監査等委員である取締役の氏名

二　解任の理由

三　会社法第三百四十二条の二第一項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要

第九条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第二号を次のように改める。

二　監査役（監査役会設置会社にあっては監査役会、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）が議案の内容を決定した理由

第十条第一項中「が取締役」の下に「（当該会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役を除く。以下この項及び第三項において同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五　当該会社が監査等委員会設置会社である場合において、法第三百六十一条第六項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要

第十条第三項中「、株式の発行会社が公開会社であり、かつ」を削り、「社外取締役（」の下に「監査等委員であるものを除き、」を加える。

第十条の次に次の一条を加える。

（監査等委員である取締役の報酬等に関する議案）

第十条の二　株式の発行会社の取締役が監査等委員である取締役の報酬等に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　会社法第三百六十一条第一項各号に掲げる事項の算定の基準

二　議案が既に定められている会社法第三百六十一条第一項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由

三　議案が二以上の監査等委員である取締役についての定めであるときは、当該定めに係る監査等委員である取締役の員数

四　議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査等委員である取締役の略歴

五　会社法第三百六十一条第五項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要

2　前項第四号に規定する場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役その他の第三者に一任するものであるときは、参考書類には、当該一定の基準の内容を記載しなければならない。ただし、各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合は、この限りでない。

第十二条の二中「第四百二十六条第六項」を「第四百二十六条第八項」に改め、同条第三号中「社外取締役等」を「非業務執行取締役等」に改める。

第十三条の次に次の二条を加える。

（全部取得条項付種類株式の取得）

第十三条の二　株式の発行会社の取締役が全部取得条項付種類株式の取得に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該全部取得条項付種類株式の取得を行う理由

二　会社法第百七十一条第一項各号に掲げる事項の内容

三　会社法第二百九十八条第一項の決定をした日における会社法施行規則第三十三条の二第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

（株式の併合）

第十三条の三　株式の発行会社の取締役が株式の併合（会社法第百八十二条の二第一項に規定する株式の併合をいう。）に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。